

Outdoor advertising

目次	ページ
屋外広告物は許可が必要です	1
屋外広告物とは	1
共通基準	1
禁止物件	1
禁止地域	2
広告物の分類	2
適用除外	2
最大可視面積とは	2
個別基準 (自家用広告物・一般広告物共通)	3
自家用広告物の基準	4
一般広告物の基準	4
禁止地域の案内広告	4
道路・鉄道に関する規制	4
許可申請手続きの流れ	5
許可申請手数料（主なもの）	5
安全点検について	5

岡崎市 Okazaki City

屋外広告物のしおり Outdoor Advertising Brochure

電子申請をご利用ください

- ①屋外広告物許可申請（新規・更新・変更）
- ②簡易広告物許可申請（新規・更新）
- ③屋外広告物除却届
管理者等設置等届
設置者等の氏名等変更届
- ④特例屋外広告業届（新規・更新・変更）

岡崎市 屋外広告物 電子申請



屋外広告物は許可が必要です 早めの段階で市役所へご相談ください。

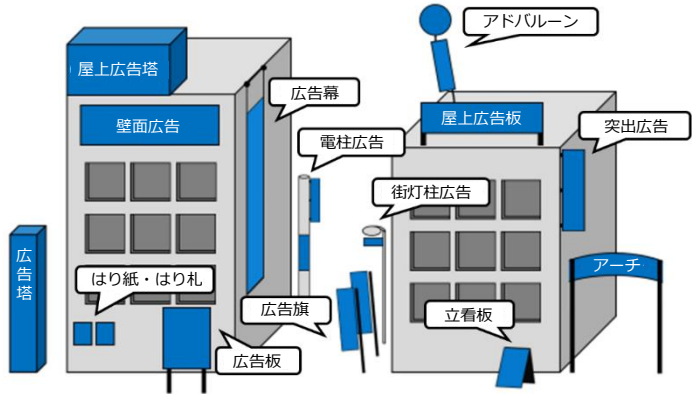
屋外広告物を表示・設置する際は、屋外広告物の許可申請が必要になります。（大きさや場所によっては許可申請が不要な広告物もあります。）

また、許可の際には各種規制内容や許可基準（屋外広告物の高さ・大きさの規制）をクリアしている必要があるため、屋外広告物を出そうと思ったら、早めの段階で一度、市役所窓口へご相談ください。

屋外広告物とは

「屋外広告物」とは、営利・非営利問わず、次の4つの要件を全て満たしているものをいいます。

1. 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
2. 屋外で表示されるもの
3. 公衆に表示されるもの
4. 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

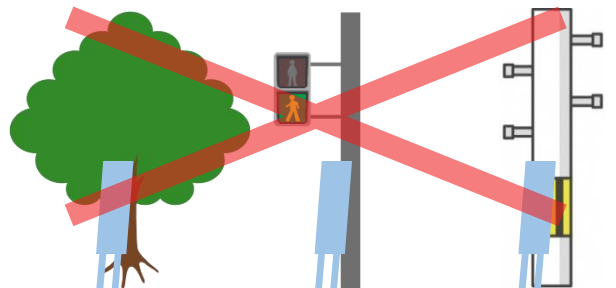


共通基準 屋外広告物を表示する場合は、次の基準を守ってください。

1. 都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないこと。
2. 原色を過度に使用していないこと。
3. 著しく汚染し、退色し、又は塗料の剥離したものでないこと。
4. 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないこと。
5. 広告を表示しない面及び脚部で展望可能な部分は、塗装その他の装飾をすること。
6. 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。
7. 風雨その他の振動、衝撃等により容易に破損、落下又は倒壊するおそれのないこと。
8. 交通を妨害するような位置に表示又は設置していないこと。
9. 交通信号機、道路標識等の効用を阻害しないこと。

禁止物件 屋外広告物を出してはいけない場所があります。

1. 橋、トンネル
2. 石垣、街路樹
3. 信号機、道路標識、道路上のさく
4. 送電鉄塔、照明塔
5. 煙突、水道タンク
6. これら類するもの及び規則で定められたもの
7. 電柱や街灯柱（基準を満たせば表示できる場合があります。）



禁止地域 屋外広告物を出せない地域があります。

- 1.第1種・第2種低層住居専用地域、風致地区、特別緑地保全地区
- 2.文化財保護法、条例として指定された地域
- 3.高速道路、自動車専用道路、新幹線、鉄道の全区間
- 4.市長が指定する道路・鉄道の沿線
- 5.都市公園や市長が指定する公園・緑地等の公共空地
- 6.市長が指定する河川、池沼、溪谷、山及びこれらの付近の地区
- 7.官公署、学校等の各種公共施設
- 8.その他市長が指定する地域・場所（古墳や葬祭場、神社等）

「岡崎市わが街ガイド」で
規制地域を調べてみよう！

- ①右記QRコードへスマートフォンでアクセス
- ②[都市計画情報]を選択
- ③利用規約に同意する
- ④住所を指定して地図を表示
- ⑤地図上の[+]をクリック
- ⑥この地点の詳細を表示
- ⑦屋外広告物条例の規制を確認

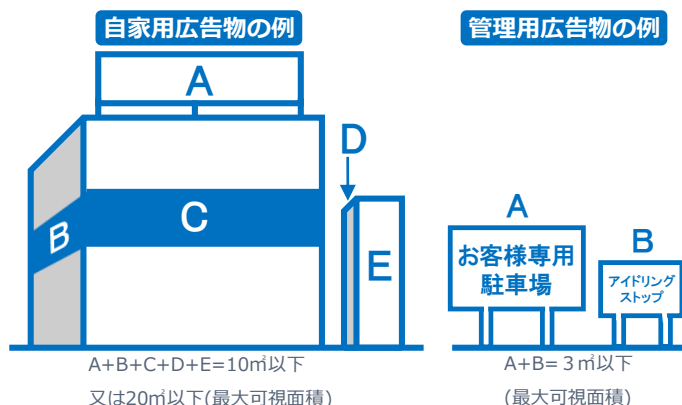


広告物の分類

設置目的による分類		概要	設置目的による分類		概要
自家用広告物		自己の名称や事業の内容を表現するため、自己の事業所や営業所等に表示するもの	案内広告物		施設やその他の場所への案内（誘導）を目的として表示するもの
管理用広告物		自己の管理する土地や物件に、管理上の必要に基づき表示するもの	一般広告物		自家用、管理用、案内広告物に該当しないもの

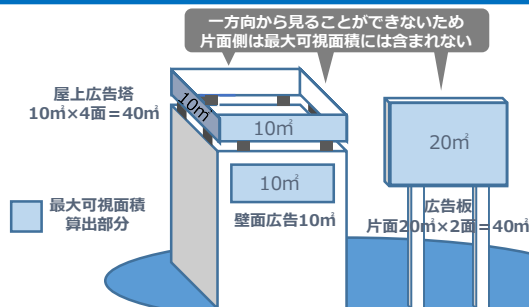
適用除外 許可なしで表示できる広告物があります。

- 1.法令の規定により表示するもの
- 2.自己の名称や事業の内容を自己の事業所や営業所に表示する一定規模のもの（自家用広告物）
- 3.自己の敷地や物件を管理するために表示する一定規模のもの（管理用広告物）
- 4.冠婚葬祭や祭礼のために一時的に表示するもの
- 5.講演会等のために、会場の敷地内に表示するもの
- 6.人や車両等に表示するもの



最大可視面積とは

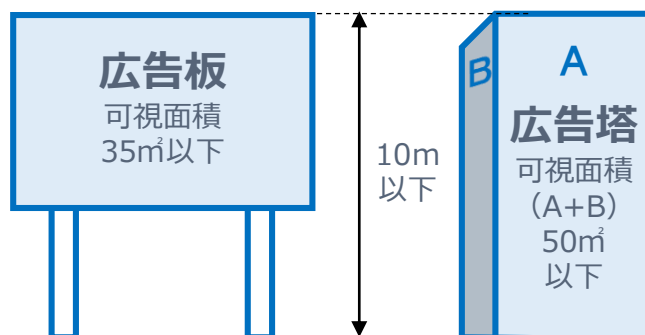
例えば、ある店舗が複数の広告物を設置した場合、それらが一番沢山見える場所から、見えている面積を足していった合計が、「最大可視面積」となります。申請が必要かどうかは、最大可視面積が何㎡になるかによって判断します。図の最大可視面積は青色部分の合計(屋上広告塔の2面20㎡、壁面広告10㎡、広告板片面20㎡)の50㎡です。



広告板・広告塔

- 広告板は可視面積 35㎡以下
- 広告塔は可視面積 50㎡以下
- 広告板・広告塔ともに高さは 10m 以下
- 地色に黒色・原色※を使わないこと
- 脚部に広告を表示しないこと

※「黒色」とは、マンセル表色系において色相がなく(N)明度 3 未満の色
「原色」とは、マンセル表色系において色相が赤(R)・青(B)・黄(Y)で
彩度が 12.0 より大きいもの



屋上広告

- 耐火・不燃構造の建築物の屋上に設置するものの高さは、広告物を設置する箇所における建築物の高さの 3 分の 2 以下
- 木造建築物の屋上に設置するものの高さは、地表からの高さは 10m 以下、可視面積 20㎡以下

壁面広告

- 窓又は開口部を塞がないこと
- 住居系用途地域内は可視面積 20㎡以下
- 1 壁面には、同一内容のものは 1 個まで

突出広告

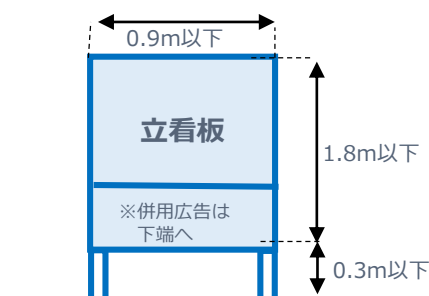
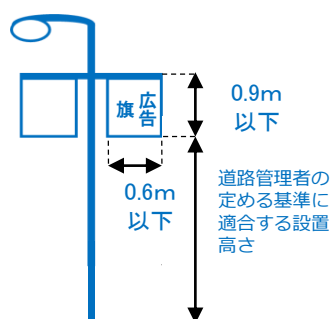
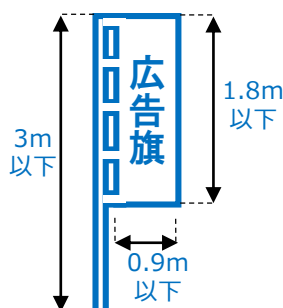
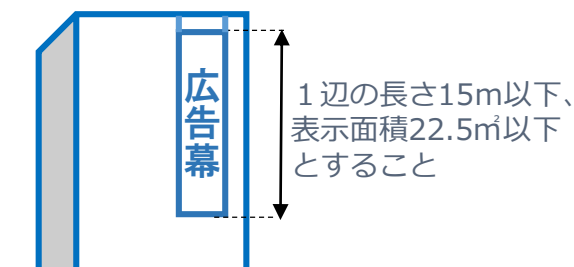
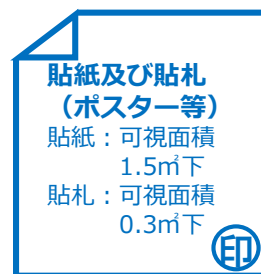
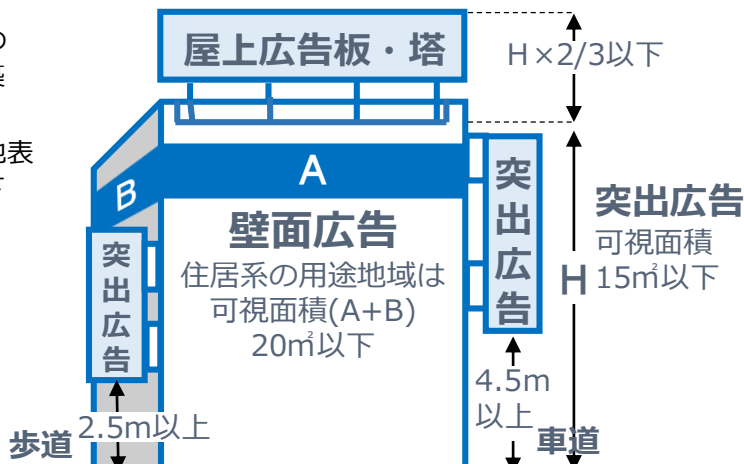
- 広告の上端が壁面の高さを超えるとき、壁面を超える高さは壁面からの出幅以下
- 信号機から 50m 以内はネオン禁止
- 道路に出る場合は、道路管理者の許可が必要

簡易広告（例）※原則として道路や道路施設に設置不可

- 貼紙…容易に除却できる方法で表示。全面のり付禁止
ポスターは市役所窓口へ持参（許可印を押印します）
- 広告幕…建築物の窓の全部又は大部分をふさがない
地色に原則として黒色及び赤色を使用しない

※「黒色」とは、マンセル表色系において色相がなく(N)明度 3 未満の色
「赤色」とは、マンセル表色系において色相が赤(R)で彩度が 8.0 より大きいもの

- 広告旗・立看板…倒伏し難い表示。
3 つ以上並列の際は等間隔で表示。



自家用広告物の基準

区 分	広 告 板	広 告 塔	壁 面 告 白
禁 止 地 域 (条例第3条)	高 さ 10m以下 合計面積 20㎡以下（他の広告物を含む最大可視面積）		合計面積 20㎡以下 （他の広告物を含む最大可視面積）
	他の広告物を含めた最大可視面積10㎡以下は許可不要。 他の広告物を含めた最大可視面積10㎡を超えると許可必要。全ての広告物の最大可視面積が20㎡まで表示可能。20㎡を超えると表示不可。		
許 可 地 域 【住居系地域】 (条例第5条)	高 さ 10m以下 面 積 35㎡以下（片面）	高 さ 10m以下 面 積 50㎡以下（可視面積）	可視面積 20㎡以下
	他の広告物を含めた最大可視面積10㎡を超えると許可必要。		
許 可 地 域 【市の区域】 (条例第5条)	高 さ 10m以下 面 積 35㎡以下（片面）	高 さ 10m以下 面 積 50㎡以下（可視面積）	——
	他の広告物を含めた最大可視面積20㎡から許可必要。		

※ 禁止地域を除く住居系用途地域とは、都市計画法第8条第1項の規定により定められた、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域をいう。

一般広告物の基準

区 分		広 告 板			広 告 塔			壁 面 告 白	
禁 止 地 域 (条例第3条)		表 示 不 可（※対象の道路及び鉄道が展望不可の証明ができれば設置が可能となる場合があります。）							
許 可 地 域 【住居系地域】 (条例第5条)	指定道路及び 鉄道に接続する 区域	区 分	高速道・新幹線	そ の 他	区 分	高速道・新幹線	そ の 他	可 視 面 積 20㎡以下	
		幅又は長さ	20m以下	15m以下	幅又は長さ	5 m以下	3 m以下		
		高 さ	10m以下	10m以下	高 さ	20m以下	15m以下		
		面 積	50㎡以下	35㎡以下	面 積	50㎡以下	35㎡以下		
		路端からの距離	500m以上	100m以上	路端からの距離	500m以上	100m以上		
		広告物相互の 間 隔	300m以上	50m以上	広告物相互の 間 隔	300m以上	50m以上		
	※面積に関係なく許可必要								
		高 さ 10m以下 面 積 35㎡以下（片面）			高 さ 10m以下 面 積 50㎡以下（可視面積）	可 視 面 積 20㎡以下			
※面積に関係なく許可必要									
許 可 地 域 【市の区域】 (条例第5条)	指定道路及び 鉄道に接続する 区域	区 分	高速道・新幹線	そ の 他	区 分	高速道・新幹線	そ の 他	—	
		幅又は長さ	20m以下	15m以下	幅又は長さ	5 m以下	3 m以下		
		高 さ	10m以下	10m以下	高 さ	20m以下	15m以下		
		面 積	50㎡以下	35㎡以下	面 積	50㎡以下	35㎡以下		
		路端からの距離	500m以上	100m以上	路端からの距離	500m以上	100m以上		
		広告物相互の 間 隔	300m以上	50m以上	広告物相互の 間 隔	300m以上	50m以上		
	※面積に関係なく許可必要								
		高 さ 10m以下 面 積 35㎡以下（片面）			高 さ 10m以下 面 積 50㎡以下（可視面積）	—			
※面積に関係なく許可必要									

※ 禁止地域を除く住居系地域とは、都市計画法第8条第1項の規定により定められた、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域をいう。

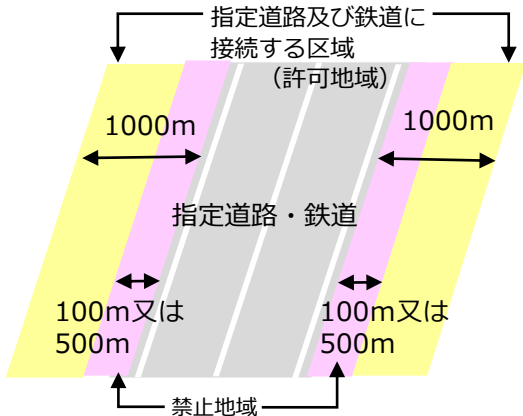
禁止地域の案内広告

地上高さ5m以下、可視面積5㎡以下、名称・対象までの距離、地図、矢印等の行き先を示す表示に限る。※面積に関係なく許可必要

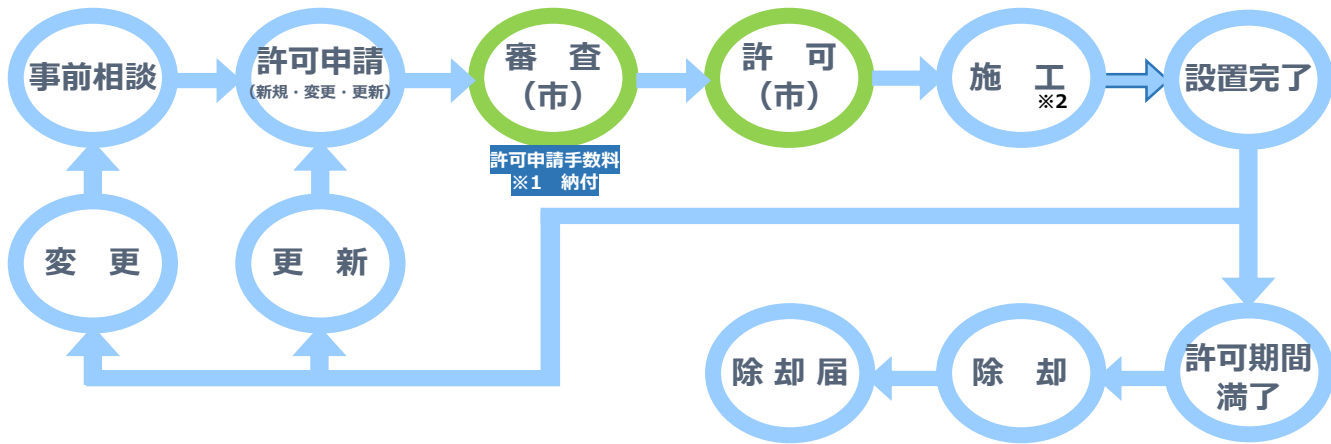
道路・鉄道に関する規制

道路名・鉄道名	禁 止 地 域	指定道路及び鉄道に接続する区域
高速自動車国道第一東海自動車道（東名高速道路）	路端から500m未満までの区域	路端から500m以上1000mまでの区域
高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（新東名高速道路）	路端から500m未満までの区域	路端から500m以上1000mまでの区域
一般国道1号	路端から100m未満までの区域※	路端から100m以上1000mまでの区域※
一般国道248号		路端から1000mまでの区域
一般国道301号		路端から1000mまでの区域
一般国道473号	路端から100m未満までの区域※	路端から100m以上1000mまでの区域※
東海道旅客鉄道株式会社東海道新幹線	路端から500m未満までの区域	路端から500m以上1000mまでの区域
東海道旅客鉄道株式会社東海道線東海道本線	路端から100m未満までの区域※	路端から100m以上1000mまでの区域※
名古屋鉄道株式会社名古屋線	路端から100m未満までの区域※	路端から100m以上1000mまでの区域※
愛知環状鉄道株式会社愛知環状鉄道線	路端から100m未満までの区域※	路端から100m以上1000mまでの区域※

※印の路線では一部異なる場合があります。お電話や窓口、インターネット（「岡崎市わが街ガイド」 P2参照）で確認してください。



許可申請手続きの流れ



許可申請手数料（主なもの） ※1

区分		許可期間	単位	手数料
広告板	ネオンサインその他電飾設備を有しないもの	1 年以内	合計面積 5㎡につき	9 0 0 円
広告塔		1 年を超え 3 年以内		1, 3 0 0 円
アーチ広告	ネオンサインその他電飾設備を有するもの	1 年以内		1, 2 0 0 円
屋上広告板		1 年を超え 3 年以内		1, 9 0 0 円
屋上広告塔				
壁面広告				
突出広告				
立看板、広告旗		3 月以内	1 枚につき	1 0 0 円
広告幕（網）				4 0 0 円
貼紙・貼札・ポスター			100枚につき	4 0 0 円

許可の期間は「1年以内、又は1年を超え3年以内」、「簡易な広告物については3月以内」となります。

※2 屋外広告業の登録又は特例届出をしている業者に依頼をしてください

岡崎市内で屋外広告物を設置する際は、岡崎市へ登録申請または特例の届出をする必要があります。

安全点検について ※すべての屋外広告物に対して安全点検が義務化（令和2年7月～）

屋外広告物は、適正な管理が行われないと、周辺の景観を損なうばかりでなく、落下や倒壊による危険や交通安全上の問題も発生します。許可申請が不要な屋外広告物であっても安全点検の実施が必要です。

条例を遵守し、専門知識を持った業者に点検を依頼するなど、適正に管理しましょう。
なお、屋外広告物の高さが4mを超える場合は、有資格者等による点検が必要です（令和5年7月～）。

岡崎市都市政策部 まちづくり推進課

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

TEL：0564-23-7252 FAX：0564-23-7967

MAIL：machizukuri@city.okazaki.lg.jp

令和6年10月発行